

JACDS ダイレクトニュース

発行：日本チェーンドラッグストア協会 広報担当

時限的・継続的措置のオンライン診療（服薬指導） 当面継続へ

政府の国家戦略特別区域諮問会議が5月19日に開かれ、4月10日に発出されたオンライン診療（服薬指導）の時限的・特例的措置について、緊急事態宣言解除後も効力を発揮することが確認されました。

また7月に予定されている規制改革実施計画に盛り込む追加事項について、安倍総理は同会議で、「社会のあらゆる分野で、遠隔対応を一気に進めたい。このために必要な規制・制度の改革を、国家戦略特別区域諮問会議、規制改革推進会議などの総力を結集して、一層加速していく。北村大臣をはじめ関係大臣、関係省庁は一体となって、全力で取り組んでもらいたい。」との指示を出している。

オンライン診療（服薬指導）については、医療の現場に定着すべき所要の措置について、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえつつ、年内を一つの目途として検討を行うとしている。

〔オンライン診療・服薬指導に関する現行法と4月10日付特例事務連絡の比較〕

	現行法	4月10日付 時限的・特例措置
初診	×	○
再診	○ (3カ月間ごと月対面診療後)	○ (期間限定なし)
手段	テレビ電話	テレビ電話または電話等 処方せんはファック可
診療報酬	調剤は9月以降	算定可能
保険対象	生活習慣病など10種類の オンライン診療料対象管理料等 算定対象者のみ	特定なし ただし麻薬や向精神薬は除く

4月10日に発令された事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」は当面継続され、年内には時限的・特例的な措置ではなく、医療の現場に定着すべき所要の措置がとられる方向が示されました。

オンライン診療（服薬指導）は新型コロナの影響により、相当前倒しで定着に向けて制度改革が始まりそうです。オンラインは保険の服薬指導だけでなく、食事、運動、社会参加などのフレイル対策、健康・医療相談・OTC販売なども含めて、幅広い職域からの取り組みが始まっています。ドラッグストアの役割もますます高まっているといえます。

(文責：横田)

日本チェーンドラッグストア協会 事務局

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階
TEL. 045-474-1311 FAX. 045-474-2569